

※月48時間以上の求職活動（起業の準備を含む）を継続して行っていない場合は、認定できません。

私の認定に係る事由は次のとおりです。

年 月 日

申立者

住 所 福山市

名 前

生年月日 年 月 日

※起業の準備を除き、裏面の「求職活動報告書」を必ず記入してください。

※放課後児童クラブは、求職活動要件での利用申込みはできません。

申立書（求職活動要件）

申 立 書 の 内 容	内容を記入してください。		
	求職活動時間帯	時 分 から 時 分 まで	1日あたり 時間 分
	就職希望日（予定）		1か月平均活動日数 日
	内 容（起業の準備の場合）※求職活動については、表裏に記載してください。		
<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>			
<p><u>求職活動での認定期間の更新はできません。</u></p>			
<p>ハローワークカード、ハローワークの受付票又は雇用保険受給資格者証のコピー貼付欄 ※起業の準備の場合は、上記書類の貼付及び「求職活動報告書」への記入は不要です。</p>			

※この申立書は、保育の必要性の認定（保育所等入所事務等）のために使用します。

※就労を開始したなど、認定内容と異なる状況になった場合について

就労を開始した場合などは、要件確認書類（就労証明書など）及び変更届出書などの提出が必要です。提出された書類により、新たに給付認定を行います。